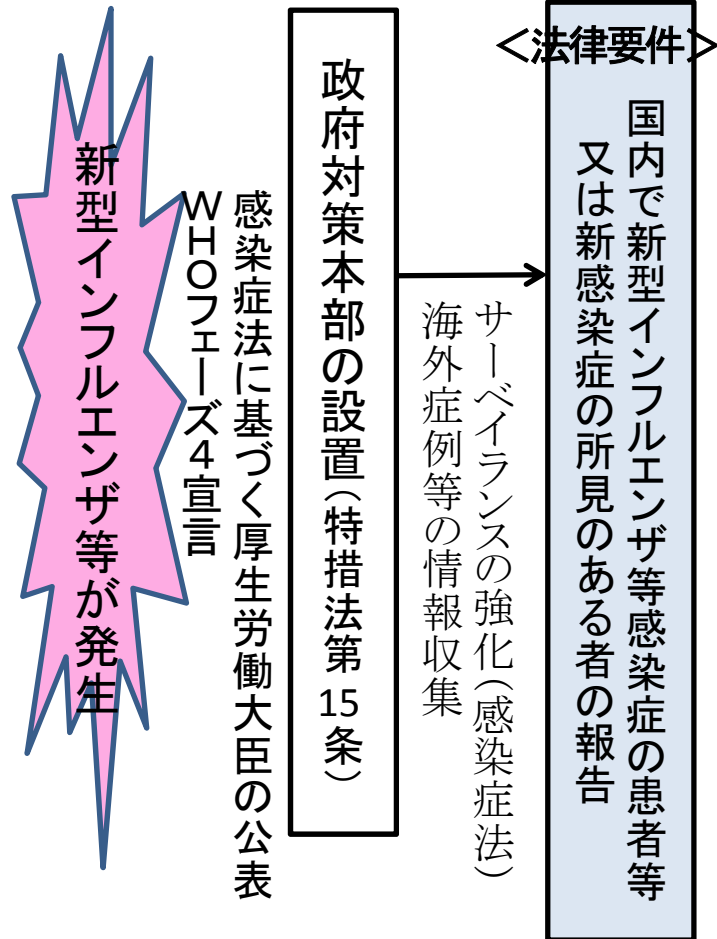


# 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(政令要件)について

有識者会議(第4回)

資料1



国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件 I)

重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザと比較し、相当多くみられる場合

海外及び国内の臨床例を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。  
※ 感染症法に基づき厚生労働大臣が公表する段階では、ある程度の臨床例が蓄積されていると考えられる。

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件 II)

①報告された患者等が誰から感染したか不明

or

②報告された患者等が誰から感染したかは判明しているが、感染の更なる拡大の可能性が否定できないと判断された場合

患者等に関する積極的疫学調査を行い、その結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

②のケースであっても、早期の行政的な介入が必要

## (参考)第3回新型インフルエンザ等対策有識者会議提出資料

### 「新型インフルエンザ等緊急事態」までの一般的な判断プロセス例

#### 第一段階 海外で新型インフルエンザ等が発生(病原性が不明な段階)

- 感染症法に基づく厚生労働大臣の公表
  - ⇒ 検疫法に基づく検疫、隔離などの措置を実施
- 発生した感染症が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度と比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、特措法に基づく「政府対策本部」立ち上げ
  - ⇒ 特措法に基づく、新型インフルエンザ等緊急事態宣言前に実施可能な措置を実施
- ・ 厚生労働省(国立感染症研究所を含む)は、WHO、研究者ネットワーク等を通じ、海外及び国内の発生状況、最新の知見を情報収集

## 第二段階 国内に侵入

- 厚生労働省(国立感染症研究所を含む)は、発生初期において限られた情報しかない中であっても、収集した情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に関係情報を報告。

### 政令事項

(政令要件案Ⅰ) 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当

以下のいずれかの要件に該当した場合

- ① 海外や国内で発生した感染症が新型インフルエンザ等感染症である場合は、その新型インフルエンザ等感染症の亜型がH5N1であった場合
- ② 海外や国内で発生した感染症が新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等感染症または新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る))である場合は、その新型インフルエンザ等の臨床例の集積により、通常のインフルエンザとは異なり、重症症例(多臓器不全、脳症など)が多くみられる場合

(法律要件) 国内で発生(新型インフルエンザ等に感染した者についての報告を受ける)

(政令要件案Ⅱ) 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当

国内で新型インフルエンザ等に感染した者についての報告を受け、その者が誰から感染したかわからない場合、または、その者が不特定の者に感染させたおそれがある場合など感染がさらに広がるおそれがある場合

※ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用の疫学的側面については、今後、基本的対処方針等諮問委員会を中心に検討。

- 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて諮問(公示案として諮問)
- 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの公衆衛生学的判断を受け、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を決定(期間、区域を含め公示)。  
⇒ 都道府県知事が具体的な措置を実施